



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

982 和歌山県インターネット基盤整備及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

(情報システム課)

983 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

(NPO協働推進課)

984 道路の区域変更 (道路保全課)

985 新道路の供用開始等 (")

986 平成18年度砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)

○ 公安委員会告示

42 雑踏警備業務2級、貴重品運搬警備業務2級及び施設警備業務2級検定の実施

43 駐車監視員資格者講習の実施

○ 海区漁業調整委員会告示

2 公聴会の開催

○ 警察本部告示

1 和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 公告

軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)

入札公告 (情報システム課)

都市計画の案の縦覧の公告 (都市政策課)

" (")

" (")

" (")

開発行為の工事の完了 (")

○ 諸報

入札公告 (和歌山県警察本部)

告 示

和歌山県告示第982号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県インターネット基盤整備及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 業務内容

和歌山県インターネット基盤整備及び賃貸借

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)でないとき。

(ア) 競争入札資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書

(オ) 財務諸表(個人にあっては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 納税証明書

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 契約履行証明

(サ) 和歌山県が示す仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠する作業実施計画書

(シ) 担当技術者経歴書

(ス) 技術者要員計画

イ コンソーシアムとして申請するとき。

次の(イ)から(ケ)までについては、構成員毎に提出すること。

(ア) 競争入札資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 構成員が法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書

(オ) 財務諸表(構成員が個人にあっては、青色又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 納税証明書

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 契約履行証明

(サ) 作業実施計画書(コンソーシアム)

和歌山県が示す仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠するものとし、コンソーシアムとして提出する。

(シ) 担当技術者経歴書

コンソーシアムとして提出する。

(ス) 技術者要員計画

(セ) コンソーシアム協定書

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出する。

(2) (1) のアの(イ)から(ク)まで及び(1)のイの(イ)から(ク)までに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で県が別に定める入札に係る資格審査を経て、現に有効な入札に係る資格を有する書面を交付されている者については、当該書面の写しを提出することにより当該書類に代えることができる。

(3) (1) のアの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(セ)までに掲げる申請書類並びにイの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成18年8月4日（金）から平成18年8月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年8月17日（木）までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階
和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年8月10日（木）午後1時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年8月18日（木）から平成18年8月24日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課
和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階
郵便番号 640-8249
電話番号 073-432-5655
(FAX 073-428-1136)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年8月4日（金）現在において、次の要件を満たしている者（コンソーシアムを含む。）とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(4) 平成13年4月1日から平成18年3月31日までの間に同種かつ同規模の情報通信分野に関する役務の提供に係る2以上の事業実績があり、技術水準が同等以上の者が、複数あり、かつその成果が適正及び優良である者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。

(5) 総務省競争参加資格（全省庁統一規格）において、平成18年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に物品の製造・販売、情報処理、ソフトウェア開発又は保守管理のいずれかを有する者又はこれと同等の者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうちの代表者が、この要件を満たすものであること。

(6) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有するものであること。また、担当技術者のうち少なくとも1名は、次のアに該当する者であること。

この場合、当該資格等については、担当技術者経歴書に記載し、これを証する書類を添付すること。

コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は、構成員（代表者を含む。）のいずれかに属するものであること。

ア 経済産業大臣から次の情報処理試験合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) 特種情報処理技術者

(ウ) プロジェクトマネージャ

(エ) アプリケーションエンジニア

(オ) ネットワークスペシャリスト

(カ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、システム管理)

イ 財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)審査員登録において主任審査員の登録を受けている者

(7) 資格審査の結果合格であると認められる者

資格審査は、別冊「和歌山県インターネット基盤整備及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格審査申請説明書」により申請され受理した申請書類に基づき、その内容を審査することにより行う。

資格審査は、「和歌山県インターネット基盤整備及び賃貸借に係る一般競争入札資格審査会」において行う。

申請書類のうち作業実施計画及び技術者要員計画は、仕様書及び作業実施計画作成要領に準拠し作成すること。

入札参加資格申請者が落札し、本県と契約を締結した場合、本県の仕様書遵守を前提として、上記作業実施計画及び技術者要員計画の内容に拘束されるものとし、本県からの特段に指示がない限り作業実施計画及び技術者要員計画の内容を契約締結後変更できないものとする。

(8) コンソーシアムの構成員又は再委託先に和歌山に本社をおき情報処理又はソフトウェア開発を主たる営業品目とする事業者を含むこと。

(9) この契約の目的物である通信機器等を、県に賃貸することができる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たす者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年9月1日(金)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成18年9月11日(月)午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年9月20日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第983号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NP

〇協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成18年9月20日まで縦覧に供する。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年7月20日

2 名称

特定非営利活動法人よつ葉福祉会

3 代表者の氏名

井端智子

4 主たる事務所の所在地

橋本市高野口町大野941番地の5

5 定款に記載された目的

この法人は、地域生活サポートセンターとして地域住民に対して、介護、人材育成、その他社会福祉に関する事業を行い、各市町村と連携をとりながら、地域福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第984号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 和歌山貝塚線

区 間	新旧の別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メートル	メートル	
和歌山市滝畑字垣内254番1地先から同市滝畑字拂川155番地先まで	旧	4.20 } 5.00	103.00	
同上	旧	9.50 } 9.50	97.00	
同上	新	9.50 } 9.50	97.00	

和歌山県告示第985号

平成18年和歌山県告示第984号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年8月4日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第986号

平成18年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 試験の日時 平成18年11月10日(金)午前10時
- 2 試験実施場所 和歌山市小松原通り一丁目1番地
和歌山県民文化会館 4階 401号室
- 3 試験科目 筆記試験
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 受験手続
 - (1) 受験願書等の提出先
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課
 - (2) 提出書類等
 - ア 受験願書 1通
 - イ 写真 1枚
手札形とし、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの
 - ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円
 - (3) 受験願書等の提出期間
平成18年9月25日(月)から平成18年10月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成18年10月6日付け消印があるものまで受け付ける。
- 5 その他
 - (1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において平成17年9月19日(火)から交付する。
 - (2) その他試験に関する問い合わせは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課又は各振興局建設部まで行うこと。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第42号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成18年8月4日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

- 1 実施する検定の種別及び級の区分
 - (1) 雑踏警備業務 2級
 - (2) 貴重品運搬警備業務 2級

(3) 施設警備業務 2級

2 実施日時、場所及び定員

種別及び級の区分	日 時	場 所	定員
雑踏警備業務 2級	平成18年11月11日(土) 午前9時から午後5時まで	和歌山市西一番地 和歌山県警察交通センター	30名
貴重品運搬警備業務 2級	平成18年12月2日(土) 午前9時から午後5時まで	和歌山市西一番地 和歌山県警察交通センター	30名
施設警備業務 2級	平成18年12月16日(土) 午前9時から午後5時まで	和歌山市西一番地 和歌山県警察交通センター	30名

3 検定の内容

(1) 雑踏警備業務 2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務 2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 施設警備業務 2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。
 なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
 また、実技試験においても、試験途中で合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

5 受検資格

和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員(以下「県外在住警備員」という。)

6 受検を希望する者の手続

- (1) 受検を希望する者は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全企画課の検定受付専用電話(電話番号:073-423-3344)に電話し、受検希望の申出を行うこと。
 なお、申出期間中であっても、申出者の人数が定員の数に達したときは受付を締め切る。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務 2級	平成18年9月19日(火)から平成18年9月25日(月)まで (土曜日及び日曜日を除く。各日も午前10時から午後5時まで)
貴重品運搬警備業務 2級	
施設警備業務 2級	

(2) 事前申出時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受検希望者1名のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受検を希望する者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、申出者から質問等はしないこと。
 よって、この検定に関して不明な点がある場合は、事前に下記8の(3)の問い合わせ先へ確認しておくこと。

7 検定申請書等の提出に関する手続

(1) 検定申請書等の提出期間

種別及び級	申請書等提出期間
雑踏警備業務 2級	平成18年10月19日(木)から平成18年10月23日(月)まで (土曜日及び日曜日を除く。各日も午前9時から午後5時まで)
貴重品運搬警備業務 2級	
施設警備業務 2級	

(2) 検定申請書等の提出先

- ア 和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署(その者が警備員であって、和歌山県内の営業所に所属している場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署への提出も可とする。)
- イ 県外在住警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出する検定申請書類等

上記6の(1)により検定申請書等を提出することとなった者は、上記(1)の申請書等提出期間内に次の書類を上記(2)の該当する警察署に提出すること(受検を希望する者自身が提出することとし、代理人による提出は受け付けない。)
 なお、当該提出期間内に申請書等を提出しなかった場合は、検定申請者に予定していることを無効とする(提出期間内に検定申請書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

ア 検定申請書

イ 検定申請書の添付書類

- (ア) 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- (イ) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)等) 1通

(ウ) 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員(和歌山県外に住所を有する者で警備員である者を含む。)にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通

※ 上記(イ)及び(ウ)に該当する者が、その者の住所地を管轄する警察署に検定申請書等を提出する場合は上記(イ)の書面を、またその者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合は上記(ウ)の書面を添付すること。

ウ 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務 2級	13,000円	※ 和歌山県証紙にて納付すること。 なお、納付後は、いかなる場合も返還しない。
貴重品運搬警備業務 2級	16,000円	
施設警備業務 2級	16,000円	

8 その他

- (1) 受検票は、検定申請書等を提出した警察署を通じて交付する。

- (2) 受検に際しては、受検票及び筆記用具を持参すること。
 (3) 問い合わせ先
 検定についての問い合わせは、和歌山県警察本部生活安全企画課(電話073-423-0110(内線3027))又は最寄りの警察署生活安全(刑事)課まで行うこと。ただし、定員に達したか否かの確認については、電話にて和歌山県警察本部生活安全企画課へ行うこと。

和歌山県公安委員会告示第43号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施する。

平成18年8月4日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 駐車監視員資格者講習の期日、場所及び予定人員

(1) 実施期日

第1回	1日目(講習)	平成18年9月5日(火) 午前10時~午後6時30分 (受付時間 午前9時30分~午前10時)
	2日目(講習)	平成18年9月6日(水) 午前9時30分~午後6時 (受付時間 午前9時~午前9時30分)
	3日目(考查試験)	平成18年9月14日(木) 午前10時30分~午前11時30分 (受付時間 午前9時45分~午前10時15分)
第2回	1日目(講習)	平成18年10月3日(火) 午前10時~午後6時30分 (受付時間 午前9時30分~午前10時)
	2日目(講習)	平成18年10月4日(水) 午前9時30分~午後6時 (受付時間 午前9時~午前9時30分)
	3日目(考查試験)	平成18年10月12日(木) 午前10時30分~午前11時30分 (受付時間 午前9時45分~午前10時15分)

(2) 実施場所

和歌山市伝法橋南ノ丁7番地
 和歌山市民会館 1階 市民ホール

(3) 講習予定人員

各150名

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

受講の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(写真をちょう付すること。)

イ 駐車監視員資格者講習受講票(写真をちょう付すること。)

ウ 運転免許証、外国人登録証明書、旅券(パスポート)等受講の申込みをする者が本人であることを証す

るものの写し

(※ 写真は、受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。)

(2) 手続の流れ

申込者は、申込書等と引換えに、講習の日時、場所等を記載した講習指定書を受け取り、講習の当日に指定された講習場所において公安委員会所定の駐車監視員資格者講習手数料納付書により、講習手数料を納付した上、駐車監視員資格者講習受講票を受け取ること。

(3) 申込書等の提出先

- ア 申込者が和歌山県内に居住する者の場合
 申込者の居住地を管轄する警察署交通課
- イ 申込者が和歌山県外に居住する者の場合
 和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター

(4) 申込書等の提出期間

第1回	平成18年8月4日(金)から平成18年9月1日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。各日とも午前10時から午後5時まで)
第2回	平成18年8月4日(金)から平成18年9月29日(金)まで (和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日を除く。各日とも午前10時から午後5時まで)

(5) 講習手数料

19,000円(和歌山県証紙)

(講習1日目の受付において、駐車監視員資格者講習手数料納付書に上記金額の和歌山県証紙をちょう付し、提出すること。現金での納付は取り扱わない。)

3 留意事項

- (1) 講習予定人員を超えた場合は、その時点で受付を締め切る。
- (2) 考查試験終了後の合格発表は、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書の郵送により行う。

4 問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター
 〒640-8524 和歌山市西1番地 交通センター内
 電話 073-473-0356

(2) 申込書の備付場所

和歌山県警察本部交通指導課駐車違反取締センター
 又は和歌山県内各警察署交通課

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画は、平成18年8月4日から8月9日まで当委員会事務局、県資源管理課及び関係振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成18年8月4日

和歌山海区漁業調整委員会会長職務代理者
吉原 富一

- 1 日時及び場所
平成18年8月9日(水)午後2時30分から
和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 4階大会議室
- 2 案件
和歌山海区における区画漁業の漁場計画について
- 3 口述等に関する問い合わせ先
郵便番号 640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内
和歌山海区漁業調整委員会事務局
電話番号 (073)432-4111 内線 3015

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年8月4日

和歌山県警察本部長 辻 義之

- 1 一般競争入札に付する業務、数量及び特質等
 - (1) 業務の名称
和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務
 - (2) 数量
一式
 - (3) 業務の特質等
仕様書及び入札説明書による。
- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 情報システム構築・賃貸借業務に関する実績、営業所等従業員及び資格許可等の状況調書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 直近2年分の財務諸表又は、決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
 - カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に係る資格審査申請書提出前2年分の納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
(イ) 和歌山県が課する県税全税目

- ク 誓約書
 - ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (2) (1)のイからオまで並びにキ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県の定める「情報システム契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格、区分1(システム分析・開発)及び5(ハードウェア保守)」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
 - (3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成18年8月4日(金)から平成18年8月10日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、4に掲げる場所で配布を行う。
 - (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面により3に掲げる日時に行うものとする。
- 3 資格審査申請書類の受付期間
2の(1)に掲げる申請書類は、平成18年8月4日(金)から平成18年8月16日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、4に掲げる場所で受け付ける。
 - 4 資格審査申請書類の配布及び受付場所
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110(代表)
 - 5 申請書類に使用する言語
申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
 - 6 一般競争入札に参加する者の資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 自治法令第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者でないこと。
 - イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
 - ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - (2) 国税及び県税に未納がない者であること。
 - (3) 本業務と同規模程度の情報システム構築・賃貸借業務の実績がある者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団関係者が経営していないこと又は経営に実質的に関与していない者であること、かつ、暴力団若しくは暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与していない者であること。

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成18年8月22日（火）

までに通知する。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成18年7月4日以降無効とする。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

業 種	記 号 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
船舶	和歌山県 第400288号	平成16年7月26日から 平成18年6月30日まで	那賀郡貴志川町丸栖759-69 (現・紀の川市貴志川町丸栖759-69) 奥野光紀	那賀振興局

入 札 公 告

和歌山県インターネット基盤整備及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成18年度

(2) 業務内容

和歌山県インターネット基盤整備及び賃貸借

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 情報システム設置場所、納入場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館内

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(5) 納入期限

平成19年1月31日（設営委託完了）

(6) 借入れの期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年度和歌山県告示第982号に規定する和歌山県インターネット基盤整備及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(2) 日時

平成18年8月4日（金）から平成18年8月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条

例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年8月24日（木）までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年8月10日（木）午後3時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課会議室

イ 入札日時

平成18年9月21日（木）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から受任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、入札を無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

(FAX 073-428-1136)

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Construction Trust and server and communications equipment rental contract for the internet

(2) Date and time for tender : 11:00 a.m. 21 September 2006

(3) Contact point for the notice : Information Systems Division of Wakayama Prefectural Government, 1 Saikayamachi Wakayama City, 640-8249 Japan
TEL 073-432-5655(FAX 073-428-1136)

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画道路(3・5・1号白浜駅湯崎線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
和歌山県西牟婁郡白浜町字大浦下浜田
変更する部分
和歌山県西牟婁郡白浜町字小ヶ浦、大浦上浜田、大浦西谷川上、垣谷東峠
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
白浜町建設課
- 4 縦覧期間
平成18年8月4日から平成18年8月18日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
粉河都市計画道路(3・5・13号猪垣中ノ歳線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県紀の川市粉河字須川、矢倉、薬師谷、別所谷、西大道端
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
紀の川市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成18年8月4日から平成18年8月18日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
吉備都市計画道路(1・4・1号高規格幹線道路海南吉備線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県有田郡有田川町天満字片山町、山崎町、弁上町、片山崎町
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
有田川町企画課
- 4 縦覧期間
平成18年8月7日から平成18年8月21日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
吉備都市計画道路(3・5・1号吉備金屋バイパス線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
和歌山県有田郡有田川町土生字山崎
変更する部分
和歌山県有田郡有田川町天満字片山崎町、夙浦町、土生西町、弁上町、明王寺字神子陸、供田水尻字吉僧
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
有田川町企画課
- 4 縦覧期間
平成18年8月7日から平成18年8月21日まで

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年8月4日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	御坊市湯川町財部字受持之本840-1、847、848、849、850、851、852、里道、水路
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市元町奉行丁二丁目65番地 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

諸 報

入 札 公 告

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成18年8月4日

和歌山県警察本部長 辻 義之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

- ア 名称 和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務
- イ 数量 一式

(2) 業務の期間

平成19年1月1日から平成24年12月31日までの間

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 入札金額

月額金額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年度和歌山県警察本部告示第1号に規定する和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部警務部会計課

(2) 期間

平成18年8月4日(金)から平成18年9月1日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部3F会議室

(2) 日時

平成18年8月10日(木)午後2時

5 仕様書を交付する場所及び期間

(1) 仕様書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

- ア 場所 3の(1)に同じ。
- イ 期間 3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する仕様書に対して質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して平成18年9月1日(金)午後4時までに書面により行うものとする。

回答は、平成18年9月6日(水)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、重要な質疑内容の場合は全員に文書により回答し、その回答は仕様書に優先する。

6 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

- ア 場所 3の(1)に同じ。
- イ 期間 3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して平成18年9月1日(金)午後4時までに書面により行うものとする。

回答は、平成18年9月6日(水)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、重要な質疑内容の場合は全員に文書により回答し、その回答は仕様書に優先する。

7 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部3F会議室

- イ 入札日時
平成18年9月14日(木)午前10時30分

- ウ 開札場所
アに同じ。

- エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札書に記載した金額に該当する金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満のあるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札

書に記載すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年9月13日(水)午後4時までに和歌山県警察本部警務部会計課に必着するように行わなければならない。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に72を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に72を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止期間中である者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部刑事部鑑識課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

12 契約書作成の要否
要

13 契約の締結における議会の議決の要否
否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Name: Wakayama Prefecture Police Automated Fingerprint Identification System

Quantity: 1 unit

(2) Time limit for tender :

By mail: Wednesday, September 13, 2006. 4:00 P.M.

By hand: Thursday, September 14, 2006. 10:30 A.M.

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588,

Japan

phone: 073-423-0110